

25 健長介第 639 号
平成 26 年（2014 年）3 月 5 日

養護老人ホーム施設長
特別養護老人ホーム施設長
（指定介護老人福祉施設）
軽費老人ホーム施設長 様
指定短期入所生活介護事業所管理者
指定通所介護事業所管理者

長野県健康福祉部健康長寿課
介護支援室長

生活相談員の資格要件について（通知）

日ごろから、本県の高齢者福祉行政に御協力いただき厚くお礼申し上げます。
さて、施設及び事業所における生活相談員の資格要件につきましては、別紙のとおり規定されているところですが、今般、「同等以上の能力を有すると認められる者」の具体的資格要件を下記のとおりとしますので、適切な職員の配置について、御配慮ください。

記

1 「同等以上の能力を有すると認められる者」の資格要件

- (1) 介護支援専門員
- (2) 介護福祉士

2 経過措置

本通知以前から生活相談員として配置されていた者であって、本通知の資格要件に該当しない者は、平成 27 年 3 月 31 日までの間は生活相談員としての要件を満たすものとする。

健康長寿課介護支援室サービス係
（室長）宮下 朋子
（担当）大日方 明実・湯越 茂樹（サービス係）
橋詰 実（施設係）
電話 026-235-7121（サービス係）026-235-7113（施設係）
FAX 026-235-7394
電子メール:kaigo-shien@pref.nagano.lg.jp

【別紙】

サービス種類	条例	要綱
特別養護老人ホーム	特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年長野県条例第 57 号）第 6 条第 2 項 ・特別養護老人ホームの生活相談員は、*社会福祉法第 19 条第 1 項各号のいずれかに該当する者又はこれと <u>同等以上の能力を有すると認められる者</u> でなければならない。	長野県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する要綱（25 健長介第 149 号）第 5 ・条例第 6 条に定める特別養護老人ホームの職員の資格要件については、次のとおりとする。 （略）生活相談員にあつては、入所者の生活の向上を図るため適切な相談、援助等を行う能力を有すると認められる者をいう。
養護老人ホーム	養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年長野県条例第 56 号）第 5 条第 2 項 ・養護老人ホームの生活相談員は、*社会福祉法第 19 条第 1 項各号のいずれかに該当する者又はこれと <u>同等以上の能力を有すると認められる者</u> でなければならない。	長野県養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する要綱（25 健長介第 148 号）第 5 （略）生活相談員にあつては入所者の生活の向上を図るため適切な相談、援助等を行う能力を有すると認められる者をいう。
軽費老人ホーム	軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年長野県条例第 58 号）第 5 条第 2 項 ・軽費老人ホームの生活相談員は、*社会福祉法第 19 条第 1 項各号のいずれかに該当する者又はこれと <u>同等以上の能力を有すると認められる者</u> でなければならない。	長野県軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する要綱（25 健長介第 150 号）第 5 （略）生活相談員にあつては、入所者の生活の向上を図るため適切な相談、援助等を行う能力を有すると認められる者をいう。
指定介護老人福祉施設		長野県指定介護老人福祉施設の従業者、設備及び運営の基準に関する要綱（25 健長介台 145 号）第 3 ・生活相談員の資格については、特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年長野県条例第 57 号）第 6 条第 2 項によること。
指定短期入所生活介護		長野県指定居宅サービス及び指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する要綱（25 健長介第 144 号）第 31（2） ・生活相談員については、特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年長野県条例第 57 号）第 6 条第 2 項に定める生活相談員に準ずるものとする。
指定通所介護		長野県指定居宅サービス及び指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する要綱（25 健長介第 144 号）第 23（2） ・特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年長野県条例第 57 号）第 6 条第 2 項に定める生活相談員に準ずるものとする。

※社会福祉法第 19 条第 1 項各号のいずれかに該当する者
社会福祉主事任用資格、社会福祉士、精神保健福祉士